

.外国人研究者招へい事業

# 外国人研究者招へい事業

## 第1．招へい事業の目的

エイズ対策研究の分野で優れた研究を行っている外国人研究者を招へいし、海外との研究協力により、日本におけるエイズ対策研究事業の推進を図る。

## 第2．対象となる外国人研究者

国籍を問わず、エイズ対策研究事業の対象となる研究代表者の研究課題の分野において優れた研究を行っている者。

## 第3．受入研究者

エイズ対策研究事業の対象となる研究課題(若手育成枠は除く)の研究代表者又は研究分担者とする。

## 第4．招へい期間

会計年度を単位とする1ヶ年の期間のうち原則として14日間程度とする。なお、これにより難しい場合は、その理由を申請書の該当欄に明記するものとする。

## 第5．エイズ対策研究推進事業運営委員会

エイズ対策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

## 第6．財団が負担する費用

この事業で財団が負担する費用は次のとおりである。

- (1) 航空賃.....出発地の空港から到着地の空港までの往復の航空運賃
  - (2) 滞在費.....招へい期間中(日本に到着した日から帰国の前日)の滞在費
  - (3) 雑費.....出入国税及び空港施設使用料
  - (4) 国内活動旅費.....国内における研究打合せに要する実費
  - (5) 海外旅行傷害保険料.....招へい期間を保険期間とする海外旅行傷害保険料
- 外国人研究者の日本滞在中の宿舎は、受入研究者が確保すること。

## 第7．費用の積算方法

招へいする外国人研究者を次の2ランクに分類し、各ランクに応じて積算するものとする。

Aランク.....(1) エイズ対策研究の分野において顕著な功績を有する者

(2) エイズ対策研究機関の長又はこれに準ずる者

Bランク.....エイズ対策研究の分野において優れた研究を行っている者であって、上記以外の者

1. 航空賃は、次のとおりとする。  
Aランク.....ビジネスクラス  
Bランク.....エコノミークラス
2. 滞在費の日額は、次のとおりとする。  
Aランク.....35,000円  
Bランク.....30,000円
3. 雑費は、出入国税及び空港施設使用料等の実費とする。
4. 国内活動旅費.....実費支給
5. 海外旅行傷害保険料は、補償限度額を次の表とする海外旅行傷害保険にかかる保険料とする。

死亡・後遺症	傷害治療費	疾病治療費	疾病死亡	救護者費用
40,000千円	3,000千円	3,000千円	10,000千円	2,000千円

#### 第8. 費用の支給方法

費用の支給は、航空賃、雑費(出入国税等)及び海外旅行傷害保険料は、原則として財団が旅行代理店に直接支払うものとする。

滞在費、国内活動旅費は、招へい申請者又は受入研究者の指定する銀行口座(日本国内)に送金することによって行うものとする。各費用の支給方法は次のとおりとする。

- (1) 航空賃は、原則として財団において手配した往復の航空券代を支給する。  
なお、航空券は、旅行代理店を通じて、招へい研究者に給付する。
- (2) 雑費は、出入国税及び空港施設使用料等が必要な場合に、実費を支給する。
- (3) 滞在費は、財団で算定した額を支給する。
- (4) 国内活動旅費は、申請者から「招へい研究打合せ出席願」(様式6)があった場合に実費を支給する。
- (5) 海外旅行傷害保険料は、財団が傷害保険加入の手続きを行い、その保険料を負担し、加入した傷害保険の保険証書は受入研究者を通じて外国人研究者に交付する。

#### 第9. 招へいに係る手続き等

##### 1. 応募の手続き

外国人研究者招へい事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 招へい申請書 (様式1)
- (2) 招へいを希望する外国人研究者の履歴書(英文) (様式2)
- (3) 招へい受入承諾書 (様式3)
- (4) 招へい来日旅行行程調書 (様式4)

応募申請の採用の可否について、財団は申請者・受入研究者・受入先機関の長に文書で通知するものとする。

## 2．費用に関する手続き

財団からの採択通知を受理した受入研究者は、財団に「招へい費用振込預金口座届出書」(様式5)を招へい研究者の来日15日前までに提出するものとする。

## 3．国内活動旅費の申請手続き

国内研究打合せ旅費の支給を受けようとする場合には、受入研究者は「招へい研究打合せ出席願」(様式6)及び「招へい研究打合せ旅費請求書」(別添)を招へい期間開始日の15日前までに提出する。

## 4．招へい期間の変更をする場合の手続き

招へい期間を変更しようとする場合には、受入研究者は招へい期間変更日の遅くとも1ヶ月前までに「招へい期間変更申請書」(様式7)、「滞在期間中の研究活動予定表」(申請書別添)、「招へい来日旅行行程調書」(様式4)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

## 5．招へいを中止しようとする場合の手続き

招へいを中止しようとする場合には、受入研究者は事前に「招へい中止申請書」(様式8)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第10．研究成果の提出等

1．受入研究者は、招へいされた外国人研究者からの研究報告書を添えて、招へい期間終了後1ヶ月又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、「招へい研究実績報告書」(様式9)を財団に提出しなければならない。

2．招へいされた外国人研究者の行った研究成果の帰属は、財団が厚生労働大臣と協議のうえ、決定する。

3．財団は、研究成果の報告を刊行物等などにより公表することができる。

4．招へいされた外国人研究者は、帰国後においても研究成果によって経済的利益を受ける場合は、その取扱いについて財団に協議しなければならない。

## 第11．その他

本事業採択後において、財団が指示する書類の提出及びその期限を守らないなど、事業の円滑な実施に支障を来たす者については、採択の取り消しを行うこともありますので十分に留意して下さい。